

山形市立西小学校PTA専門部運営規程

第一条 この規程は、山形市立西小学校PTA規約第十七条の規程に基づき、専門部の運営に必要な事項を定める。

第二条 規約第十三条に規程した各専門部は、次に掲げる業務を分担する。

一 広報部

- (一) 会報発行に関する事
- (二) PTA活動の情報発信に関する事
- (三) 関係資料の収集に関する事
- (四) その他必要な事

二 生活指導部

- (一) 校内外生活の指導に関する事
- (二) 交通安全に関する事
- (三) 町区子ども会育成会との連携に関する事
- (四) その他必要な事

三 環境整備部

- (一) 校舎内外の環境整備に関する事
- (二) 保健衛生の推進に関する事
- (三) その他必要な事

第三条 各専門部は、各学年PTA委員及び教職員をもつて構成する。

第四条 各専門部には、部員の互選による部長一名、副部長一名をおく。
五年生から部長、六年生から副部長を原則とする。また部長は、次年度副部長になることを原則とする。

第五条 部員の任期は一ケ年間とし、再任を妨げない。

付則
この規程は昭和五十一年五月十五日に制定し、昭和五十二年四月一日から施行する。

規程一部修正 平成十年四月一日

付則 (平成二十二年十一月二十五日改正)

本規約は、平成二十三年四月一日より施行する。

付則 (令和四年五月十日改正)

本規約は、令和五年五月十一日より施行する。

付則 (令和七年四月二十六日改正)

本規約は、令和七年四月二十七日より施行する。

付則 (令和八年四月二十五日改正)

本規約は、令和八年四月二十六日より施行する。